

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月16日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第17号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 秘書室～文化スポーツ部 略 保健福祉部 健康増進課 （1）～（6）略 <u>（7）</u> 略 <u>（8）</u> 略 <u>（9）</u> 略 福祉課～長寿介護課 略 産業部～環境水道部 略</p>	<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 秘書室～文化スポーツ部 略 保健福祉部 健康増進課 （1）～（6）略 <u>（7）</u> 総社市保健センターに関すること。 <u>（8）</u> 略 <u>（9）</u> 略 <u>（10）</u> 略 福祉課～長寿介護課 略 産業部～環境水道部 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月21日から施行する。